摂津市産業振興アクションプラン懇話会設置要綱

（目的）

第１条　摂津市の産業振興に関する実施計画を示す摂津市産業振興アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）の作成及び進行管理にあたり、事業者、関係団体、専門家から幅広く助言を求め、地域特性に合った効果的かつ実現性のあるアクションプランを目指し、摂津市産業振興アクションプラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（１）　アクションプラン策定及び進行管理に係る助言の収集の機会確保。

（２）　産業振興に関する施策の情報収集。

（組織）

第２条　懇話会の委員は、次に揚げる者のうちから市長が選任し委嘱する。

（１）　中小企業経営の指導に関し知識経験を有する者

（２）　市内事業所代表者

（３）　市内事業を営む商業者

（４）　市内事業を営む工業者

（５）　金融機関を代表する者

（６）　摂津市商工会を代表する者

（７）　学識経験を有する者

（８）　市内認定農業者

２　懇話会は、委員１０名以内で組織する。

（任期）

第３条　委員の任期は、３年とする。

２　委員は、委嘱された時の当該身分を失ったときは、その職を失う。

３　後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

（費用弁償）

第４条　懇話会委員がアクションプランに係る会議に出席した日１日につき 9,000 円を支給する。

（座長及び副座長）

第５条　懇話会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によって定める。

２　座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　懇話会は、必要に応じ座長が招集し、座長がその懇話会の長となる。

２　座長が必要と認めたときは、懇話会の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（秘密の保持）
第 7 条　懇話会の委員は、職務上知り得た個人情報等の一切の事項を、懇話会の目的以外に利用し、又は第三者に漏洩してはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。
（庶務）
第８条　懇話会の庶務については、産業振興課において処理する。
（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則
この要綱は、平成２５年６月２０日から施行する。
附則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和２年７月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和３年７月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和５年８月１日から施行する。